



令和6年（2024年）5月29日
いばらきグローバルビジネス推進協議会
（茨城県営業戦略部加工食品販売チーム）

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業
（県産品販路開拓支援・シンガポール）

◆参加企業募集のお知らせ◆

いばらきグローバルビジネス推進協議会（事務局：茨城県）では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、国民一人当たりのGDPがアジアで最も高いシンガポールを対象として、県内中小企業等の商品の売り込みを図ります。

この度、本事業において参加企業の募集を開始しましたので、周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

◆事業の概要：

主催	いばらきグローバルビジネス推進協議会
実施期間	令和6年（2024年）6月～令和7年（2025年）3月頃（予定）
サンプル輸送	採択された商品の一定量のサンプル品の輸送費用（日本国内の指定倉庫から現地までの運送費・諸関税・現地登録費用等）を負担します。
現地での売込	現地に配置する <u>専門スタッフ等が支援商談先発掘のサポートを行います。</u>
オンライン商談機会等の提供	現地バイヤー等に商品を直接プレゼンテーションするオンライン商談の機会を提供するとともに、現地バイヤー等を本県に招へいして実施する商談会等に優先的に参加することができます。

※新型コロナウイルス等の影響等により、事業内容に変更等が生じる場合があります。

◆募集の内容：

募集期限	令和6年（2024年）6月17日（月曜日）17時まで
申込方法	別紙「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、下記申込先 E-mail へ送付ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/eigyo/index.html
募集数	10社程度 ※申込多数等の場合は、選定します。 ※選定にあたり、商品サンプルの提供を別途依頼する場合があります。
対象商品	県内に本社又は事業所がある企業及び団体等が自社製品として製造・販売している加工食品、飲料、酒類等で、原則として賞味期限が6か月以上（1年以上が望ましい）であるもの。 ※賞味期限6か月未満でも申込可能です。 ※業務用商材（BtoB向け）も広く募集しています。

◆その他：詳細は添付の「参加規程」をご覧ください。お申し込み願います。
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局 福田・前提（まえさげ）

（事務局：茨城県営業戦略部加工食品販売チーム内）

TEL：029-301-3529 FAX：029-301-3909 E-mail：global_1@pref.ibaraki.lg.jp

○バイヤーの注目点

1 加工食品・飲料

- ・すでに多くの日本産商品が流通しており、商品の新規性／独自性／ストーリー性等で消費者にPRできるものが良い。
- ・これまで、本県産の健康食品や水産加工品が大きな実績を上げている。
- ・日本国内用パッケージ（日本語表記）も消費者に受け入れられているが、商品の中身が分からないパッケージデザインの商品は敬遠される。

2 酒類

- ・ボトルデザインの優れた地酒（ワインボトル、スイングボトル、デザイン性の高いラベルなど）が好まれる。
- ・ストーリー性／国内外での受賞歴／海外での評価等で、消費者にPRできるオリジナリティのある商品が望ましい。

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業
 (県産品販路開拓支援・シンガポール) 参加申込書

事業の趣旨を理解し、別紙の「参加規程」に同意のうえ、令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業(県産品販路開拓支援・シンガポール)に申し込みます。

【募集期限】令和6年(2024年)6月17日(月曜日)17時まで

【申込方法】本参加申込書(Excel形式)を下記申込先E-mailあて送付ください。

【留意事項】

- ・E-mail送付時のデータサイズは10MB以内としてください。
10MBを超える場合、商品写真データについては、別メールでの提出も可です。
- ・選定にあたり、商品サンプルの提供を別途依頼する場合があります。

【問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局
 住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
 電話：029-301-2857
 担当者：福田・前提(まえさげ)
 E-mail：global_1@pref.ibaraki.lg.jp

企業名	ふりがな			
	企業名			
代表者	ふりがな			
	役職・氏名			
企業情報	業種			
	所在地 ※1			
	HP URL			
	商品名(種類)	①	②	③
	原材料			
	JANコード			
	輸送条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
	保管条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
	賞味期限(日) (冷凍の場合は 解凍後賞味期限 も記載)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)
		(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)
	製造原価(円)			
	国内卸売価格(円)			
	国内小売価格(円)			
	商品規格 (重さ(g)又は容量(ml))			

申込 商品 情報	商品 サイズ	幅(mm)			
		高さ(mm)			
		奥行(mm)			
	ケース サイズ	幅(mm)			
		高さ(mm)			
		奥行(mm)			
	ケース入数				
	提供可能な商品 サンプル数 ※2				
	想定する ターゲット				
	申込 商品 情報	商品写真 ※3			

<p><u>シンガポールへの輸出実績</u></p>		<input type="checkbox"/> 有（継続取引あり） <input type="checkbox"/> 有（単発取引あり） <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、商品名及びおおよその金額（年間）を記載ください。	
		商品名： 金額（年間）： 円	
<p>商流の構築状況</p> <p>※<u>シンガポールへの輸出実績有の場合</u></p>		貿易条件：直接貿易 ・ 間接貿易	
		国内指定輸出商社： 有 ・ 無 <small>※間接貿易の場合</small>	(商社名) ※有の場合
		現地販売代理店： 有 ・ 商談中 ・ 無 <small>(指定輸入商社)</small>	(代理店名) ※有の場合
<p>現地での商談や、バイヤー招聘商談会等への参加意向</p>		現地販売代理店の当事業への協力可否： 可 ・ 否 <small>※現地販売代理店有の場合</small>	
<p><u>シンガポールの輸入規制物質の有無</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分添加水素油脂 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 <small>※生クリーム、マーガリン、ファットスプレッド、ショートニング等が原材料に含まれる場合、部分添加水素油脂が含まれていないことを証明する資料（メーカーによる品質規格書等）を添付してください。</small> ・ ステビア <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 肉エキス <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ・ 肉由来のゼラチン <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 	
<p>担当者連絡先①</p>	所属・役職		
	ふりがな		
	氏名		
	E-mail		
	TEL（会社）		
TEL（携帯電話等日中連絡の取れる番号）			
<p>担当者連絡先②</p> <p>※担当者が2名いる場合</p>	所属・役職		
	ふりがな		
	氏名		
	E-mail		
	TEL（会社）		
TEL（携帯電話等日中連絡の取れる番号）			

※1 県内の事業所所在地をご記入ください。県内に事業所がない場合、申込を受付できません。
 ※2 現地に配置する専門スタッフが、商談先発掘等の売り込みに活用するため、御社から提供可能な商品サンプル数の上限をご記入ください（優先採択企業の選定項目）。
 ※3 当該事業において、県（又は協議会）及び委託先が作成するHPや配布資料への掲載が可能な写真データを商品毎に貼り付けてください（データ容量が大きい場合、写真のみ別メールでの提出も可）。

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業
(県産品販路開拓支援・シンガポール)
参加規程

いばらきグローバルビジネス推進協議会(2019年5月設立、事務局:茨城県、以下「協議会」という。)では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、国民一人当たりのGDPがアジアで最も高いシンガポールを対象として、県内中小企業等の商品の売り込みを図ります。

1 参加者の資格

- (1) 県内に本社又は事業所がある企業及び団体等(以下「企業等」という。)で、かつ、海外市場に積極的に展開する意欲があり、協議会が事業効果を把握するために実施する各種調査等に協力できる企業等であること。
- (2) 協議会の会員又は会員になることが可能な企業等であること。

2 対象商品

企業等が自社製品として製造・販売している加工食品、飲料、酒類等で、原則として賞味期限が6カ月以上(1年以上が望ましい)あるもの。

※ 賞味期限6カ月未満でも申し込み可能とします。

3 事業実施期間(予定)

令和6年(2024年)6月から令和7年(2025年)3月頃まで

4 事業受託企業

当該事業の運営は、協議会から事業を受託した企業が実施します。

5 参加の申込

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局にお申込みください。

6 募集数

10社程度(1社あたり最大3品目程度まで)

※ 申込数やシンガポール市場への商品適合性等を勘案し、調整及び選定のうえ、決定します。

7 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、参加のキャンセルにより当該参加者に生ずる損害について、協議会は一切責任を負いません。

8 費用負担

事業開始時点で想定される費用及びその負担区分は下記のとおりです。

<協議会が負担する経費>

- (1) 事業に用いる商品の国内指定場所からシンガポールへの輸送・通関に係る費用
- (2) 現地での売り込み、バイヤー等との商談機会の提供等に係る費用(スタッフ人

件費、会場費等)

(3) 協議会が指定する相談先による輸出手続き等に関するコンサルティング費用

※商談に際して必要となる書類の作成代行、当事業により商談を開始した後の各種仲介用務など、参加者が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

＜参加者が負担する経費＞

上記(1)～(3)以外の次のような経費は、参加者の負担となります。

- (1) サンプル商品代金
- (2) サンプル商品の国内指定場所への輸送費用
- (3) サンプル輸出の輸出に係る各種証明書発行の手数料等
- (4) その他必要な経費

9 協議会及び事業受託企業への積極的な協力

事業実施に必要な協議会及び事業受託企業からの対応依頼（商品情報や必要書類の提出、事業に用いる商品の納品対応、サンプル商品の提供等）には、積極的にご協力ください。適切に対応いただけない場合、当該参加規程に違反したものとみなす場合がございます。

なお、マーケットインによる事業を進めるため、可能な限り、市場ニーズに応じたパッケージ等の改良など、柔軟な対応をお願いいたします。

10 当該事業の実施見合わせ等

協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部又は一部が中止・中断された場合、これによって参加者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

11 違反による参加の取りやめ

参加者が当該参加規定に違反した場合、協議会は、当該参加者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、当該参加者に生じる損害について、協議会は一切責任を負いません。

12 個人情報保護法

協議会、事業受託企業に提出いただいた参加者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。

また、当該事業の円滑運営及び参加者の成果を高めることを目的に、協議会が実施・協力する各種関連事業の事業運営主体間で各事業参加者の企業情報、商談状況等の情報を共有する場合があります。

なお、当該事業により支援する参加者及び対象商品の情報や各種写真等については県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

13 知的財産権保護

支援商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、協議会は一切責任を負いません。参加者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

14 商談トラブル

協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等に係るトラブルについて、協議会は一切責任を負いません。

15 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、協議会が実施するアンケートにご回答いただきます。また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等についてアンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

16 規格外事項

本規程に定めのない事項が発生した場合は、協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者が協議の上、その対策を決定するものとします。